## 三鷹市在宅障がい者ショートステイ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障がい者を介護する家族等(以下「介護者」という。)が疾病等の事情により障がい者の介護が一時的に困難になった場合又は介護者の休養が必要な場合に、当該障がい者を保護することにより、障がい者及び介護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 障がい者 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)に基づいて愛の 手帳を交付された者をいう。
  - (2) 緊急一時保護 介護者が疾病、冠婚葬祭等のため障がい者の介護が困難になった場合に一時的に施設で保護することをいう。
  - (3) レスパイトサービス 介護者が休養するために障がい者を一時的に施設で保護することをいう。

(実施主体)

第3条 三鷹市在宅障がい者ショートステイ事業(以下「事業」という。)の実施主体は、市とする。ただし、市は、利用の可否、利用承認の取消し及び費用負担の決定を除き、事業を社会福祉法人調布市社会福祉事業団に委託する。

(対象者)

- 第4条 事業を利用することができる者は、市内に居住する障がい者で、緊急一時保護又は レスパイトサービスを希望する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象者としな いものとする。
  - (1) 利用定員を超えているとき。
  - (2) 常時医療の管理下に置く必要があるとき。
  - (3) 他人に影響を及ぼすおそれのある伝染性疾患又は精神疾患を有するとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(実施施設)

第5条 事業の実施施設は、調布市知的障害者援護施設条例(平成11年調布市条例第27号) 第2条第1号に規定する「なごみ」(以下「実施施設」という。)とする。 (利用期間)

第6条 事業の利用期間は、緊急一時保護及びレスパイトサービスとも、7日以内とする。 ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、3月を限度として延長できるものとす る。

(利用者の登録)

- 第7条 ショートステイ事業の利用を希望する者は、ショートステイ事業利用登録申請書 (第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、 ショートステイ事業利用者登録者名簿(第2号様式)に登載するものとする。

(利用の申請)

- 第8条 前条の規定により登録をした者で、事業の利用を希望するもの(以下「利用者」という。)は、ショートステイ事業利用申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 事業の利用者は、事業の利用中に利用期間の延長が必要となった場合は、ショートステ イ事業利用期間延長申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

(利用の決定)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、利用の可否について審査し、 利用を決定したときは、ショートステイ事業利用決定書(第5号様式)又はショートステ イ事業利用不承認決定書(第6号様式)により利用者に通知するものとする。
- 2 市長は、利用を決定したときは、ショートステイ事業利用通知書(第7号様式)により 実施施設の施設長に通知するものとする。
- 3 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、延長の適否について審査し、延 長を決定したときは、ショートステイ事業利用期間延長決定書(第8号様式)又はショー トステイ事業利用期間延長不承認決定書(第9号様式)により利用者に通知するものとす る。
- 4 市長は、利用を決定したときは、ショートステイ事業利用期間延長通知書(第 10 号様式)により実施施設の施設長に通知するものとする。

(取扱いの特例)

第10条 市長は、利用者で極めて緊急性が高く、直ちに保護を要すると認められる場合は、 第7条又は第8条の規定にかかわらず、手続を口頭又は電話で行い、当該事業を行うこと ができるものとする。この場合において、利用者は、事後直ちに第7条及び第8条に規定 する手続を行わなければならない。 (利用の取消し)

- 第 11 条 市長は、第 9 条の規定により利用の決定をした場合でも、利用者又は介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により利用決定されたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消すときは、ショートステイ事業利用取消 決定書(第11号様式)により当該利用の決定を受けた者及び実施施設の施設長に通知する ものとする。

(移送)

第12条 利用者の移送は、介護者が行うものとする。

(費用の負担)

- 第13条 事業の利用者は、別表に定める利用料を負担しなければならないものとする。
- 2 食費等の実費及び事業の利用中に治療等を要したときの経費は、利用者の負担とする。 (事業の報告)
- 第14条 実施施設の施設長は、毎月の事業実績を翌月の10日までにショートステイ事業利 用実績報告書(第12号様式)により市長に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 目

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

## 費用負担基準表 (利用料)

区 分	1日当たりの負担額	
生活保護受給者	0 円	
市民税非課税世帯	0 円	
上記以外の者	750円	

<sup>\*</sup> 世帯の扱いは、障害者自立支援法に準ずる。